

不当要求対応（秘密録音・録画）について

大阪弁護士会 民暴委員会委員

新大阪総合法律事務所 弁護士 元治 武史

1 はじめに

企業や個人が、社会生活の中で何らかの不当要求を受け、その対応に苦慮するという場面がしばしばあります。以前のコラムにおいては、不当要求に対して法的手続きを取る際に、録音・録画のデータが証拠として重要となることを説明させていただきました。

もっとも、そもそも録音・録画は、相手に無断で行っても問題ないのか、無断で録音した音声や無断で撮影した録画データは、裁判において有用な証拠となるのかについて疑問があるかもしれません。今回は、そのような疑問について考えていきたいと思います。

2 秘密録音・録画について

企業や個人が、顧客等から不当な要求を受けた場合、ボイスレコーダーで録音することや、携帯電話で録画するといったケースは多いかと思います。また、不当要求相手に録音していることや録画をしていることが見つかってしまうと、そのことが不当要求を激化させることにもつながりかねず、無断で録音・録画することもあると思います。

このように、自身と相手の会話を相手に許可なく録音することを「秘密録音」といいます。秘密録音は、相手との会話内容を記録するにとどまるものであって、きわめて例外的な場合を除いて違法となることはありません。

他方、いわゆる「盗聴」は、第三者間の会話を無断で録音（聴取）することといい、プライバシー侵害となり違法となる可能性が高いといえます。「秘密録音」と「盗聴」は、自身が話者との会話相手となっているのか否かで明確に異なるものといえます。

次に、不当要求を受けている場面において、無断で録画することは違法とはならないのでしょうか。無断で録画することは、録画する場所（公共の場所か私的な空間か）、録画する箇所（記録を残す必要な範囲にとどまっているかどうか）、

録画して記録化する必要性も考慮して、必要な範囲にとどまる限り違法とはならないと考えます。街中でみかける防犯カメラや、ドライブレコーダーが普及していることをみても、不当要求行為を記録する目的で無断で録画する行為が違法とされるのは限定的な場面と考えて問題ないと思います。

これらの秘密録音により入手したデータや、無断で撮影した録画データは、反社会的な手段で入手するなどの例外的な場合を除いて、裁判上、証拠として認められます。これらの証拠は、不当要求行為の具体的な発言及び行為態様そのものを記録したものであり、証拠価値は高いものといえます。この場合、録音データよりも録画データの方が、不当要求行為の音声に加えて映像も記録できているという点で、証拠価値がより高いといえるでしょう。

以上